

11月定例会において「沼津市地域下水処理施設条例等の一部改正」が上程され、起立者多数で可決されました。

今回の条例改正は、水道事業及び下水道事業の継続的、計画的な事業推進を図るため「沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会」の答申を踏まえ、水道料金及び下水道使用料の額を改定するものです。ここでは、その内容についてお知らせします。

## 料金改定の背景

### 上水道

水道事業は水道料金で運営

#### 料金収入の減少

人口減少などにより料金収入が減少

#### 水道施設の老朽化

管路や設備の老朽化に伴い、更新が必要

#### 施設の耐震化

地震などに備えた耐震化が必要

### 下水道

下水道事業は下水道使用料で運営

#### 使用料収入の減少

人口減少などにより収入の大幅な増が見込めない

#### 下水道施設の普及

人口普及率約62%といまだ普及段階

#### 施設の長寿命化

限られた財源での適切な管理のため、施設の長寿命化が必要

これらに加え上水道・下水道ともに・・・

**厳しい経営状況** 物価や燃料費の高騰などにより両事業ともに厳しい経営状況にある

「沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会」からの答申を踏まえ、安全・安心な水道水の供給及び下水道の普及による生活環境の保全・向上を図るため

●水道料金は令和6年7月と令和7年1月の段階的な改定

●下水道使用料は令和6年7月に改定

## 新しい料金（モデルケース）一般的な家庭の月額料金の例

### 上水道

口径25mm以下、1か月20m<sup>3</sup>使用の場合

現在	R6.7月から	R7.1月から
1,610円	→ 1,950円	→ 2,280円
	(+340円)	(+330円)

### 下水道

1か月20m<sup>3</sup>使用の場合

現在	R6.7月から
2,600円	→ 3,090円
	(+490円)



## 建設水道委員会での主な審査内容

**問** 今回の改定による負担増について、市民や事業者にどのように配慮したのか。

**答** 市民生活や企業活動への影響を考慮し、可能な限り負担軽減を図るよう、水道料金については6か月の経過措置を設けた段階的な改定とするものである。

**問** 経営改善に向けた取組は。

**答** 水道事業では、未活用地の貸出しや売却、不要となった量水器の売払いなどにより収入確保に努めたほか、工事工法の工夫により支出削減に努めた。下水道事業では、管路の長寿命化やマンホール工事の発注方法の見直し、施設のダウンサイジングなどにより経費削減を図った。また、両事業で共通する取組として、キャッシュレス決済を導入し、納付しやすい環境を整えるなど、収入確保に努めている。

### 賛成意見

- 水道料金及び下水道使用料は市民生活に直結するものであり、本来値上げは避けるべきだが、このままでは上下水道事業の運営に支障が出かねない。
- これまで様々な経営努力をしてきたが、現状では料金値上げ以外になすすべがないところまできている。そのため料金改定はやむを得ないが市民生活への影響をできるだけ抑えるため、様々な角度から対応を考えていく必要がある。

### 反対意見

- 近年の物価高騰は市民生活を圧迫している。こうした状況の中、上下水道両方の料金の値上げは市民生活や企業活動に多大な悪影響を及ぼすことになる。
- 料金改定にあっては、その時期や金額、社会の経済動向等も考慮し、もっと慎重であるべきではないか。

沼津市地域下水処理施設条例等の一部改正  
水道料金・下水道使用料が改定(値上げ)されます！

